

小山中学校 同窓会

- 昭和62年（1987年）、創立40周年記念事業の一環として、同窓会が設立されました。
- 第1回卒業生から、平成27年度・第69回卒業生までの人数は19828名です。
- 創立50周年（1997年）では、記念事業として「樹木植樹・環境整備」を行いました。
- 創立60周年（2007年）では、記念事業として「体育館のパイプ椅子寄贈」を行いました。

【同窓会役員】

役職	御氏名	卒業年度
会長	松島 儼	昭和26年度
副会長	及川 和子	昭和23年度
〃	中村 正盛	昭和35年度
〃	出井 登喜男	昭和36年度
庶務	田熊 知加子	昭和24年度
監事	渡辺 佐知子	昭和25年度
〃	杉江 基伊子	昭和25年度
〃	加藤 敏之	昭和42年度

平成27年度 同窓会入会式の様子（平成28年3月9日 本校体育館）



小山中学校 同窓会 会則

第1章 名称・事務局・目的

第1条 本会は「小山中学校同窓会」といい、事務局を小山中学校内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図るとともに、小山中学校の発展のために側面より援助協力する。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦研修と連絡調整に関する事業
- (2) 母校の施設設備の整備充実に関する運動並びに事業
- (3) その他、目的達成に必要な事業

第2章 組織

第4条 本会は、小山中学校の卒業生で、本会の主旨に賛同する者で組織する。また本校に勤務した学校職員も、特別会員として入会することができる。

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 各卒業年度ごとに1名
- (4) 庶務会計 2名
- (5) 監 事 3名

第6条 会長・副会長・監事は理事会で選出する。理事は卒業年度ごとに1名選出し会長に報告する。理事及び庶務会計は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、任期満了後も後任役員が就任するまでは、その任務に従事するものとする。

第3章 会議

第8条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 各年度部会

第9条 1 総会は、会長が必要と認めた時理事会に提案し、理事会の決議によって開催する。

2 理事会は、本会の最高決議機関であり、毎年5月に定期理事会を開催するものとする。また、必要に応じて開催できるものとする。

3 理事会は、正副会長・理事庶務会計で構成し、理事機関として会務を司る。

4 各年度部会は、卒業年度毎に結成し、各理事が中心となり運営する。

第10条 本会の会議における決議は、出席者の過半数で成立する。

- 第11条 会長は会務を統括し、本会を代表する。また、理事会の議長となる。
- 第12条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 第13条 理事は、理事会の一員として、会の運営に参画する。
- 第14条 庶務会計は、本会の庶務、会計事務の全般について処理する。
- 第15条 監事は、本会の事業・会計を監査する。
- 第16条 本会には、顧問を置くことができる。顧問は歴代同窓会長・歴代校長及び学校職員その他適任と認められる者を会長が委嘱し、理事会の承認を得る。

第4章 会費及び会計

- 第17条 本会の会計は、入会金、会費その他の収入をもって充てる。
- 第18条 入会の際は、入会金として500円を納入する。
- 第19条 会費は必要に応じて徴収する。
- 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。なお会計に関する規則は別に定める。

付 則

- 1 本会の運営に関する詳細については、内規で定める。
- 2 内規の作成・変更については、理事会で決議する。
- 3 本会則は、平成8年7月6日から施行する。